

町内で引っ越された皆様へ



転居届

新住所に住み始めた日から 14 日以内に転居手続きにお越してください。

【必要なもの】

- ・本人確認書類

1点でよい書類	運転免許証・パスポート・在留カード・マイナンバーカード・住基カード（写真付き）等
2点必要な書類	健康保険証・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証 等

- ・マイナンバーカード（持っている人のみ）
- ・認印

その他の関連する手続き

手続き項目	内容 【 】内は必要なもの	担当窓口
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	住所変更手続きの必要はありません。印鑑登録証(カード)は引き続き使用できます。	戸籍税務課 住民係 ☎962-2026
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	新しい住所を記入し、継続して利用するための手続きをします。 【カード・認印】	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード		
<input type="checkbox"/> 電子証明書	住所変更により署名用電子証明書の機能が失効します。転居後も利用を希望される方は申請をしてください。 ※平成 28 年 1 月より、住民基本台帳カードへ電子証明書を搭載することはできません。 【マイナンバーカード・認印】	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	新しい住所の保険証と交換します。限度額適用認定証等をお持ちの場合も同様です。 【国民健康保険証・限度額適用認定証等】	保険健康課 保険年金係 ☎962-7057
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい住所の保険証は後日郵送します。 ・限度額適用認定証等をお持ちの場合は保険証に併せて郵送します。 	
<input type="checkbox"/> 国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金(1号)被保険者は手続きはありません。納付書はそのままお使いください。口座振替は継続されます。 ・厚生年金(2号)被保険者・厚生年金の被扶養配偶者(3号)は、勤務先で手続きをしてください。 ・年金受給者は、住所変更届が必要な場合があります。 【認印】	
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい住所の受給者証と交換します。 ・保険証や世帯構成に変更がある場合は、別途手続きが必要な場合があります。 【受給者証・保険証・認印】	
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療		
<input type="checkbox"/> 子ども医療 (中学生以下)		
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	お持ちのものをそのままお使いください。	子育て支援課 子育て支援センター係 ☎907-5665
<input type="checkbox"/> 予防接種手帳		
<input type="checkbox"/> 妊婦一般健康診査受診券		

手続き項目	内容 【 】内は必要なもの	担当窓口
<input type="checkbox"/> 町立保育所・幼稚園に入所・入園中の保護者	現在入所・入園中の保育所・幼稚園にご連絡ください。	子育て支援課 保育幼稚園係 ☎962-6171
<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	・受給者と児童が別世帯となる場合は別途手続きが必要です。 【認印】	子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	住所変更の手続きが必要です。新しい住所の児童扶養手当証書と交換します。 【児童扶養手当証書・認印】	
<input type="checkbox"/> 町立小中学生の保護者	・校区に変更がない場合、手続きはありません。 ・転校の場合、転居手続き後、学校教育課で転校通知書等を受け取り、学校に提出してください。	学校教育課 学校教育係 ☎962-4820
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	住所変更の手続きが必要です。 【手帳・認印】	介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255
<input type="checkbox"/> 療育手帳		
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳		
<input type="checkbox"/> 介護保険	新しい住所の被保険者証、負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方のみ）と交換します。 【被保険者証・負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方）】 ※世帯の課税状況等の変化により負担限度額の段階が変更になる場合、改めて審査を行うため、再度申請をしていただく必要があります。	介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255
<input type="checkbox"/> 公共下水道(麻生方面) <input type="checkbox"/> 農業集落排水(総津、玉谷、大内野)	手続きが必要な場合があります。 【認印】	上下水道課 下水道管理係 ☎962-6363
<input type="checkbox"/> 水道	・戸建てであれば住所変更の手続きが必要です。 ・集合住宅の場合も、手続きが必要な場合があります。 【認印】	上下水道課 水道管理係 ☎962-7001
<input type="checkbox"/> 浄化槽	手続きが必要な場合があります。 【認印】	生活環境課 浄化槽係 ☎962-7138
<input type="checkbox"/> 飼い犬	飼い犬の登録住所の変更手続きが必要です。	生活環境課 環境衛生係 ☎962-7446

令和2年6月1日現在

メモしてっち〜♪

あそびべ、とべ。



砥部町役場

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

TEL (089) 962-2323

FAX (089) 962-4277

